

活き活きセカンドライフのすすめ

その⑤

税理士
起業支援専門家
むら かみ しん り
村上 心理

21歳で難病により車いす生活になったことをきっかけに税理士の道に。起業支援専門家としてクライアントの80%以上を創業・法人化から支援。



間違った相続対策にご用心
～相続税対策の失敗例～

2015年1月から税制改正により、相続税がかかる人が大幅に増えました。相続税の増税が盛んにニュースで取り上げられたこともあります。続に関する相談件数は確実に増えています。書籍やインターネットで勉強され相続税対策を講じる方もいらっしゃいますが、中には間違った対策をしている方もあります。そこで今回は、相続税対策の失敗例をご紹介します。

【失敗例①】
夫が亡くなる直前に夫婦間で贈与をし、夫名義の預金を妻名義に移した。

2015年1月から税制改正により、相続税がかかる人が大幅に増えました。相続税の増税が盛んにニュースで取り上げられたこともあります。続に関する相談件数は確実に増えています。書籍やインターネットで勉強され相続税対策を講じる方もいらっしゃいますが、中には間違った対策をしている方もあります。そこで今回は、相続税対策の失敗例をご紹介します。

【失敗例②】
父名義の預金を、子名義の預金にした。

すから、亡くなる直前に慌てて相続人に財産を贈与しても、相続税はまったく減少しません。

なお、相続人以外の方（相続等で財産を取得していない「子の配偶者」や「孫」など）にした贈与については、たとえその贈与が相続開始前3年以内であっても、このような持ち戻しはありません。

すから、亡くなる直前に慌てて相続人に財産を贈与しても、相続税はない預金は、たとえ名義が子になつても贈与が成立していないのです。預金が実質的に誰のものかは、その預金の原資は何か、その預金の引出・預入などの管理は誰がしていたのか、その預金の届出印は誰の印鑑か、などさまざまなことを総合的に判断しますので、安易に名義を変えただけでは相続税対策になりません。生前贈与をする場合は、きちんと贈与の意志を相手に伝え、贈与した預金は贈与された人が自分で管理・使用するようにしましょう。

「自分の預金をあらかじめ子ども名義にしておこう」と、父名義の預金を子名義の定期預金などにしている方もいます。ただ、多額の贈与をすることでの子の金銭感覚が狂うという心配や、自分の財産が減ることによる老後の不安などから、父が子に内緒で子名義の預金をし、預金の管理は父がしているというケースも見受けられます。このような預金は名義預金といい、形式的には（名義は）子の預金ですが、実質的には父の預金とみなされ、父の相続の際に相続税の課税対象になります。

この他にも、「相続税が安くなる」と聞いて、借金をしてアパートを建てたが、空室が多く借金の返済が苦しむようになった」「生命保険に加入していかつたため、非課税枠を使えなかつた。もし生命保険の非課税を上手に活用していたら、数百万円相続税が安くなっていた」「父の相続（一次相続）の際、母の相続（二次相続）のことを考えせず遺産分割したため、二次相続で多額の相続税を払うことになつた」など、さまざま失敗例があります。

相続は金額が大きいですし、相続人間でのトラブルに繋がる可能性もありますので、対策は慎重におこないましょう。

贈与は「あげます」「貰います」というお互いの合意があつてはじめて成り立します。子が貰つたと認識してい